

社会福祉法人 貞省会 定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第二種社会福祉事業

- (イ) 介護老人保健施設カロスの設置運営
- (ロ) 認知症対応型老人共同生活援助事業（カロス）
- (ハ) 老人デイサービスセンターカロスの設置運営
- (ニ) 小規模多機能型居宅介護事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人貞省会という。

(定款の原則と法人の健全経営)

第3条 この定款は、法人の設立目的が適正かつ円滑に履行されることを望み定めるものである。

2 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

3 法人の健全経営について諮問する機関として法人健全維持機関を置く。構成及び運営については別途理事会で定める。

(経営の原則等)

第4条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(組織とその原則)

第5条 この法人は、前各条の達成組織として、理事会、評議員会、及び評議員選任・

解任委員会、法人健全維持機関を設置し、健全な運営を行う。

(事務所の所在地)

第6条 この法人の事務所を大阪府堺市南区美木多上2308番地の1に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第7条 この法人には、評議員を置く。

2 評議員定数を7名とする。

(評議員の選任及び解任)

第8条 評議員の選任及び解任は評議員選任・解任委員会が行う。

(評議員の任期)

第9条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第7条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

第3章 評議員選任・解任委員

(評議員選任・解任委員の定数)

第10条 評議員選任・解任委員の定数（現数）を3名とする。

(評議員選任・解任委員の選任)

第11条 評議員選任・解任委員の選任及び解任は理事会が行う。

2 評議員選任・解任委員は、社会福祉及び社会福祉法人の運営について相応しい経験と資質を有する者を選任するものとする。

3 評議員選任・解任委員は、外部委員を2名以上選出する。

(評議員選任・解任委員の任期)

第12条 評議員選任・解任委員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任は妨げない。

- 2 評議員選任・解任委員は、第10条に定める定数（現数）に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員選任・解任委員としての権利義務を有する。

第4章 評議員選任・解任委員会

(評議員選任・解任委員会)

第13条 この法人には、評議員の選任及び解任を行う評議員選任・解任委員会を置き、全ての評議員選任・解任委員で構成する。

- 2 評議員の選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 3 評議員の選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 4 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 5 選任候補者を選任しない決議を行う場合には、当該者が評議員として不適任と判断した理由を理事会に説明しなければならない。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、全ての評議員により構成する。

(決議事項)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び収支計算書並びに財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分

- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、毎会計年度終了後3ヶ月以内に定時評議員会を1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づいて理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、議長以外に、理事の出席がある場合は会議に出席した理事のうちから選出された理事1名と会議に出席した評議員のうちから選出された評議員1名の合計2名、理事の出席がない場合は会議に出席した評議員のうちから選出された評議員2名が署名し、又は記名押印する。

第6章 役員及び職員

(役員の数)

第20条 この法人には、役員として理事及び監事を置く。

- 2 理事の定数を6名とし、監事の定数を2名とする。
- 3 理事のうち1名が法人を代表する理事長となる。

(役員の選任及び解任)

第21条 役員の選任及び解任は、評議員会の決議によって行う。

- 2 役員の解任は、次のいずれかに該当するときに、評議員会の決議によって行うことができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 3 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及び当該定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 役員任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 役員は、第20条第2項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員とし

ての権利義務を有する。

(法人の職員)

第25条 この法人に職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は理事長が任免する。

第7章 理事会

(構成)

第26条 理事会は、全ての理事をもって構成される。

(権限)

第27条 理事会は、定款施行細則により、理事長の選定及び解職を行う。

- 2 理事会は、定款施行細則により、この法人の業務執行の決定を行う。
- 3 理事会は、理事の職務の執行の監督を行う。
- 4 第1項から第3項の規定にかかわらず、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(開催)

第28条 理事会は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上開催するほか、必要がある場合には招集する事ができる。

(招集)

第29条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき、又は理事長に事故のあるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があ

ったものとみなす。

- 3 第1項の規定にかかわらず、定款施行細則に定める重要議事については、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(議事録)

- 第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 前項の議事録には、会議に出席した理事長及び会議に出席した監事が署名し、又は記名押印する。

第8章 報酬規程

(報酬規程)

- 第32条 評議員会において決議された「役員等報酬規程」により、理事、監事、評議員に報酬を支払うことができる。
- 2 前項のうち、評議員に対する各年度の報酬総額は140,000円を超えない範囲とする。
 - 3 第1項以外の報酬については、理事会で定める。

第9章 資産及び会計

(資産の区分)

- 第33条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産の3種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 土地：大阪府堺市南区美木多上2308番1	478.89 m ²
2308番3	134.01 m ²
2309番3	1364.08 m ²
2305番3	15.26 m ²
2306番2	25.09 m ²
2306番3	5.67 m ²
2306番5	162.22 m ²
2306番7	9.62 m ²
2306番9	6.99 m ²

2306番10	12.32 m ²
2306番11	3.34 m ²
2306番12	3.27 m ²
2306番13	1.11 m ²
2308番4	88.28 m ²
2309番5	1.44 m ²
合計	2,311.59 m ²

(2) 建物：大阪府堺市南区美木多上2309番地3他4筆所有する鉄筋コンクリート造陸屋根亜鉛メッキ鋼板葺4階建

1階	744.87 m ²
2階	761.78 m ²
3階	999.84 m ²
4階	984.67 m ²
物置	12.00 m ²
合計延面積	3,503.16 m ²

(3) 土地：堺市南区庭代台1丁49番2	782.00 m ²
1丁49番3	577.68 m ²
1丁49番4	28.05 m ²
1丁49番8	321.00 m ²
合計	1,708.73 m ²

(4) 建物：堺市南区庭代台1丁49番地2、49番地3
鉄骨造ストレート葺3階建

1階	375.68 m ²
2階	398.66 m ²
3階	350.26 m ²
合計延面積	1,124.60 m ²

(5) 建物：堺市南区美木多上2293番地14
鉄骨造ストレート葺平屋建

延面積	266.39 m ²
-----	-----------------------

- 3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第41条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第34条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上での承認及び評議員会の承認を得て、堺市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には堺市長の承認を必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下に同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第35条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該会計年度が終了する日まで備え置き一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後に理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表

- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第38条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第39条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第40条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第10章 公益を目的とする事業

(種別)

第41条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援事業（カロス）
- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意

を得なければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第42条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第11章 解散

(解散)

第43条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の理事の同意を得て発議する議案について評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第12章 定款の変更

(定款の変更)

第45条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、堺市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を堺市長に届け出なければならない。

第13章 公告の方法その他

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、社会福祉法人貞省会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞、又は電子公告に掲載して行う。

(定款に定めのない事項)

第47条 この定款に定めのない事項は、すべて関連法の規定に従う。

附 則 1

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後、遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理 事 長	河 合 省 吾
理 事	吉 村 輝久雄
理 事	吉 岡 貞 嘉
理 事	杉 本 信 之
理 事	林 嘉 門
理 事	藤 本 和支子
監 事	平 田 晶
監 事	由 雄 宏 志

附 則 2

平成23年12月7日付で申請のあった理事定数の増員に伴い、新たに就任した理事の任期については、第6条第1項の規定にかかわらず、就任日から平成25年11月17日までとする。

附 則 3

この定款は、平成29年4月1日から施行する。